

令和6年3月8日招集
令和6年第3回北塩原村議会定例会
村長招集挨拶並びに提案理由の説明

本日ここに、令和6年第3回北塩原村議会定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

(村政報告)

はじめに、村政についてご報告を申し上げます。

1点目は、第14回裏磐梯雪まつりについてであります。去る2月17日に、裏磐梯サイトステーションにおいて裏磐梯雪まつりが開催されました。今年は暖冬による雪不足により、レンゲ沼の氷上が危険な状態であるため、キャンドル設置場所が変更されましたが、外国人を含め1千21名の方々にご来場をいただきました。

また、交流自治体からは、南相馬市の門馬市長をはじめ、東京都杉並区、大玉村から点灯式にご参加をいただきました。そして、裏磐梯観光大使であります普天間かおりさんにもコンサートを行っていただき、会場を盛り上げていただきました。

今後も雪まつりが、裏磐梯の冬の風物詩の一つとして定着されますよう、村としましても協力してまいります。実行委員会の方々、地区の方々、ボランティアの方々など、準備をいただきました関係者の皆様方に心から感謝を申し上げます。

2点目は、沖縄県東村との交流事業についてであります。沖縄県東村の小学校6年生12名が「交流の翼」訪問団として去る2月15日から18日まで3泊4日の日程で本村を訪れました。

訪問中は、さくら小学校、裏磐梯小学校の6年生とのふれあいや、給食による交流、噴火記念館での学習会やスキー体験を行い、雪まつりへも参加しました。冬晴れの中、沖縄では見ることのできない雪や北塩原村の自然・歴史・文化に触れ、充実した時間を過ごしていただきました。

ここで、令和6年度一般会計当初予算案、財政運営の見通しについて申し上げます。人口減少対策をはじめ、出産、子育て、教育、健康と福祉、防災・減災、商工観光業と、農林漁業の振興、行財政の健全運営など、各分野における行政課題の解決を図るため、中期的な財政の見通し

に立って当初予算案を編成いたしました。

その結果、一般会計の歳入歳出の総額は36億9千26万6千円となり、前年度と比較しまして3億843万3千円の増、割合にして9.1%の増となりました。

主な要因ですが、災害復旧費で9千203万円の増加、繰上償還等の要因による公債費5千44万6千円の増加などであります。その他住環境や生活基盤の整備、防災体制の強化、子育て対策や教育環境の整備費用など、1億6千595万7千円を計上し、積極的な予算を編成しました。

まず、歳入予算につきましては、村税全体の収入額は4億8千823万6千円、前年度と比較しまして3千70万8千円の減、5.9%の減となりました。

主な要因としましては、個人村民税が定額減税に伴い、約1千万円、前年度より減少しており、固定資産税につきましても3億2千178万5千円と、令和5年度と比較しまして約1千700万円の減少が見込まれることによるものであります。引き続き徴収の強化を図り、滞納対策に積極的に取り組むことといたします。

地方交付税は、地方財政措置を踏まえ、17億3千496万2千円と、前年度比9千254万7千円の増加を見込みました。

国庫支出金は3億9千775万円を計上しましたが、これは、公共土木災害復旧費負担金により、36.2%の大幅な増加となりました。

県支出金は1億4千446万円と前年度並みの金額を確保しました。

また、村債につきましては、3億6千190万円を計上するなど、国、県補助金や有利な起債の活用により、財源を確保しました。

さらに、ふるさとづくり寄附金では、寄附金額の目標を1億5千万円に設定し、引き続き運営方法の改善や返礼品の拡大等に努め、積極的に取り組んでまいります。

歳出予算では、人口減少対策の重点事業としまして、子育て対策の充実、住環境の向上、福祉の充実、観光人口・関係人口の拡大を図ることとしました。

また、各行政区の要望事項も踏まえ、生活関連の対策を講じるとともに、道路・上下水道など、生活基盤整備のための投資的事業を引き続き実施し、健全な財政運営との両立を図りながら、安全で暮らしやすい環境を整えます。

まず、人口減少対策のために優先して実施する事業の一つ目、子育て

対策の充実として、新たな子育て支援メニューを構築するとともに、子育て環境の向上と安心して出産できる仕組みづくりを図ります。新たに「結婚新生活支援事業」や「不妊治療費・不育症治療費助成事業」、そして「新入学時・進級時祝金」や「高校生路線バス通学支援」等の、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を実現してまいります。

二つ目の、住環境の向上・福祉の充実といたしましては、裏磐梯若者定住住宅整備、官民連携による住宅建設の促進、若者定住住宅取得支援事業による移住定住の促進、情報発信魅力向上事業や、公式ラインの導入、議会映像配信システム並びに、「書かない窓口」システムの導入を通して、デジタルを活用した暮らしの利便性の向上を図ります。

三つ目の、観光人口・関係人口の拡大につきましては、観光地裏磐梯の玄関口を整備する、五色沼東エリア利用拠点の上質化事業を継続し、賑わい空間を創出します。また、新たに北塩原村地域情報発信事業と裏磐梯地域活性化事業、そして自転車活用連絡協議会の設立などに取組み、新たな観光需要に対応するとともに、観光情報の効果的な発信による魅力PRを行います。

教育の分野では、学校の環境整備、学校給食費の無償化並びに幼稚園給食化に向けた環境整備、学習支援、特別支援児支援、複式学級の支援など、教育の充実を図り、安心して子育てができる環境を整えてまいります。また、これまで友好都市交流推進事業で実施してまいりました、沖縄県東村及び台湾派遣事業につきましては、令和7年度からの修学旅行化に向けた準備事業を進めてまいります。

健康、福祉の分野では、グッドヘルスプラン、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害者福祉計画などの、各種計画に基づき、事業の着実な実行に努めてまいります。また、社会福祉協議会の運営支援や、高齢者の保健と介護予防の一体的事業の継続、健康診査事業の拡充により、健康長寿の推進に取り組めます。

生活の分野では、道路改良や橋梁の長寿命化、水道施設の再編、下水道処理施設の長寿命化など、生活に必要なインフラを引き続き整備してまいります。公共交通の維持、確保につきましては、路線バスとコミュニティバスの運行により、生活の足を確保し、村民の運賃無料化を図

ります。

農林漁業の分野では、営農指導員の配置や新規就農、農業後継者対策、関係機関と連携した農業の振興、日本型直接支払制度による農地の多面的機能の維持、鳥獣対策専門員による鳥獣被害対策の強化により、農作物被害の低減を図り、生産意欲の維持に引き続き努めてまいります。また、山の道整備や森林環境譲与税を活用し、森林経営を推進します。

商工観光業の分野では、五色沼東エリアを中心とする国立公園の上質化と、利用拠点の整備を環境省並びに、福島県と連携して加速化してまいります。そして北塩原村商工会と裏磐梯観光協会への運営助成を通じて、商工観光関係事業者の活動を支援してまいります。また、合宿利用者助成による合宿誘致の促進、バス助成による教育旅行回復、イベントの開催や、北塩原村全体のブランド価値を高める情報発信の強化により、滞在型の観光地づくり、観光の経済効果が村内全域に広がるよう取り組んでまいります。

防災の分野では、防災士取得推進や防災マップの更新など、防災体制整備の拡充を図ります。また、消防団員や機能別消防団員の確保に努め、喜多方地方広域市町村圏組合による消防緊急体制の確保など、安全で安心な暮らしを守ってまいります。また、防災無線を活用した情報伝達体制、豪雨や地震、火山などの自然災害への備えと災害対応体制の強化を図ってまいります。

行財政の分野では、インターネット公売や預貯金照会電子サービス、会津地域滞納整理機構と連携した滞納対策、徴収強化など、税收の確保と滞納の解消に取り組んでまいります。また、国、県補助やふるさとづくり寄附金などの財源の確保、村債と公債費のバランス維持など、中期財政計画に基づき健全な財政運営に努めてまいります。

以上、令和6年度一般会計当初予算と財政運営の見通しについてご説明を申し上げましたが、持続可能な村づくりを一体となって実現するため、村民の皆様の安全で安心な暮らしを守るよう、全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本議会に提案した議案等についてご説明を申し上げます。

報告第1号第31期株式会社ラビスパ事業報告及び決算書についてであります。令和4年11月1日から令和5年10月31日までの事業報告及び決算書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

議案第9号北塩原村生活支援ハウス指定管理者の指定についてであります。生活支援ハウス「シャルムハウス」の指定管理者の指定について、北塩原村生活支援ハウス条例の規定に基づき、指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第10号北塩原村診療所指定管理者の指定についてであります。裏磐梯診療所及び桧原診療所の指定管理者の指定について、北塩原村診療所条例の規定に基づき、指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第11号裏磐梯サイトステーション指定管理者の指定についてであります。裏磐梯サイトステーションの指定管理者の指定について、北塩原村公の施設の指定管理者の手続きに関する条例の規定に基づき、指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第12号北塩原村にこにこ子育て祝金条例についてであります。村内の次代を担う子どもの健やかな成長と、豊かな子育てを推進するため、満4歳から満15歳を迎えるまでの毎年、祝金5万円を贈呈するための条例を新たに制定するものであります。

議案第13号北塩原村健康長寿祝金条例についてであります。北塩原村長寿祝金については75歳から5歳ごとに祝金を贈呈しておりましたが、対象年齢の見直しを図り、75歳以上99歳以下並びに、101歳以上の方に、毎年5千円を贈呈したいので、従前の北塩原村長寿祝金条例を廃止し、新たに新条例を制定するものであります。

議案第14号北塩原村結婚新生活祝金条例についてであります。新たに結婚した夫婦を祝福するとともに、村での定住化を目的として、新生活祝金を支給するため、従前の北塩原村結婚祝金条例を廃止し、新たに結婚祝金と、住宅取得費用等を対象として、新条例を制定するものであ

ります。

議案第 15 号北塩原村温泉健康増進施設条例を廃止する条例についてであります。温泉健康増進施設「ラビスパ裏磐梯」を令和6年3月31日をもって廃止をしたいので、提案するものであります。

議案第 16 号北塩原村温泉健康増進施設指定管理者の指定の変更についてであります。温泉健康増進施設「ラビスパ裏磐梯」を令和6年3月31日をもって廃止をたく、当該指定期間を現行の「令和8年3月」から、「令和6年3月」に変更するものであります。

議案第 17 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。燃料価格の高騰、高止まりの長期化により、通勤手当の見直しを行うものであります。

議案第 18 号会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 19 号北塩原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。「母体保護法施行規則等」の一部改正に伴い、施設の概要などの重要事項の掲示方法及び電磁的記録の規定について、所要の改正を行うものであります。村内では、村立幼稚園と芙蓉保育園が対象施設です。

議案第 20 号北塩原村介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とする第9期介護保険事業計画に基づき介護保険料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 21 号北塩原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。対象施設は、グループホームであります。

議案第 22 号北塩原村指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。対象施設は、グループホームであります。

議案第 23 号北塩原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。村内では、地域包括支援センターが対象となります。

議案第 24 号北塩原村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。対象施設は、居宅介護支援事業所であります。

議案第 25 号北塩原村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。同居親族要件を廃止し、単身入居を可能とすること、また、子育て世帯や若者夫婦世帯の入居要件の緩和など、所要の改正を行なうものであります。

議案第 26 号は北塩原村水道条例の一部を改正する条例についてであります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道整備・管理行政の国の管轄省庁が、「厚生労働省」から「国土交通省」に移管されることに伴う文言の修正を行うものであります。

議案第 27 号令和 5 年度北塩原村一般会計補正予算（第 8 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 133 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 35 億 8 千 933 万 7 千円とするものであります。

主な補正の内容につきましては、戸籍システム等改修業務委託 776 万 6 千円、青年就農給付金 150 万円、基金積立金 1 億円、事業費の確定、

精査による減額1億1千174万2千円などであります。

議案第28号令和5年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出それぞれ1千152万6千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億7千12万5千円とするものであります。

補正の内容につきましては、療養給付費900万円の減額と、事業費確定に伴う国保ヘルスアップ事業業務委託料392万3千円の減額であります。

議案第29号令和5年度北塩原村簡易水道事業費特別会計補正予算（第3号）についてであります。裏磐梯水道施設に係る電気機械設備設置工事費2千800万円につきまして、令和6年度に繰り越して使用するものであります。

議案第30号令和5年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ696万3千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億8千297万7千円とするものであります。補正の内容につきましては、工事費確定に伴う減額であります。

議案第31号令和5年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ1千226万2千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億6千269万9千円とするものであります。補正の内容につきましては、介護サービス給付費等の見込み精査による増額であります。

議案第32号令和5年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ90万1千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3千245万2千円とするものであります。補正の内容につきましては、保険基盤安定負担金の確定による福島県後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

議案第33号令和6年度北塩原村一般会計予算案、議案第34号から議案第38号までは、令和6年度の、5つの特別会計等の当初予算案についてであります。

以上、報告一件、議案 30 件を提案申し上げましたが、詳細につきましては、議案審議の際に担当課長に説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、人事案件としまして、教育長の任命についてと、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 件について、追加でご提案を申し上げますので、慎重審議を賜りましてご議決を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

(村長降壇)